

第 11 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について  
 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第15条中「限る。）」の次に「及び八代港国際旅客船拠点にある港湾施設（県有の施設に限る。）」を加える。

第16条第2項中「（三角港波多マリーナにある港湾施設に限る。）」を削り、「三角港波多マリーナにある港湾施設（管理棟及び係船専用浮棧橋であって短期使用に係るものに限る。）」を「当該指定管理者が管理を行う港湾施設」に改める。

第17条第1号ア中「の施設」の次に「をいう」を、「同じ。）」の次に「及び国際旅客船拠点にあるもの（県有の施設に限る。）」を加える。

|       |                    |  |       |    |  |
|-------|--------------------|--|-------|----|--|
| 別表第1中 | 「八代港国際旅客船<br>拠点駐車場 | 国際旅客船<br>乗客用観光<br>バス1台当<br>たり1日に<br>つき | 2,000 | 00 |  |
|       |                    |  |       |    |  |

|   |  |  |       |    |                         |
|---|--|--|-------|----|-------------------------|
| を | 「八代港国際旅客船<br>客船観光バス<br>の駐車を限る。）」   | 国際旅客船<br>乗客用観光<br>バス1台当<br>たり1日に<br>つき | 2,000 | 00 |                         |
|   | 「八代港国際旅客船<br>客船観光バス<br>の駐車を限る。）」<br>その他寄港日<br>の使用（法第<br>2条の3第1<br>項に規定する<br>国際旅客船の<br>寄港する日を | 国際旅客船<br>乗客用観光<br>バス1台当<br>たり1日に<br>つき | 77    | 00 | 照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。 |

|  |  |                   |                         |  |     |
|--|--|-------------------|-------------------------|--|-----|
|  |  | いう。<br>以下同<br>じ。) |                         |  |     |
|  |  | 寄港日<br>以外の<br>日   | 1平方メー<br>トル当たり<br>1日につき |  | 990 |

に改める。

別表第1 船舶のための給水施設の部の次に次のように加える。

|    |                                  |             |                         |      |                         |
|----|----------------------------------|-------------|-------------------------|------|-------------------------|
| 緑地 | 八代<br>港国<br>際旅<br>客船<br>拠点<br>緑地 | 寄港日         | 1平方メー<br>トル当たり<br>1日につき | 7700 | 照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。 |
|    |                                  | 寄港日以外の<br>日 | 1平方メー<br>トル当たり<br>1日につき | 990  |                         |

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

八代港国際旅客船拠点の県有施設に新たに指定管理者制度を導入するため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。